

令和3年12月吉日

お取引先様各位

キヨタ株式会社

頭部保護帽付属品の税区分変更について

拝啓 年の暮れのご多忙の折、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社福祉用具の拡販にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、弊社取り扱いの障害者日常生活用具頭部保護帽給付対象商品の付属品につきまして、厚生労働省より課税販売が妥当であるとのご指摘を受けましたため、今後ご発注いただきました案件より税区分を課税に変更させていただきたくお願いいたします。

敬具

記

- 1 変更理由：厚生労働省課長通知「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」2 一般的注意事項（3）記載部品、付属品の単品譲渡は非課税扱いとはならない に準拠するため。
- 2 変更日：令和3年12月21日受付分より。
- 3 対象品：KM-2 あごうけ、KM-3 あごうけカバー、KM-4 頭囲パッド、KM-5 頬パッド
KM-6 やわらかあごうけ、KM-7 あごひも
- 4 変更内容：非課税販売を課税販売に変更いたします。

ご迷惑をお掛け致しますがご理解とご協力をよろしくお願い致します。

以上